

## 人権特設相談所

日常生活や身の回りの人権問題について、人権擁護委員が相談を受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時／10月20日(木) 13:00~16:00
- 場所／金屋文化保健センター 2階 応接室

## 電話による人権相談窓口

みんなの人権 110 番 (さまざまな人権問題)

☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン(家庭内暴力など女性の人権問題)

☎ 0570-070-810

こどもの人権 110 番(いじめ・虐待など子どもの人権問題)

☎ 0120-007-110

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

# 人権だより

有田川町教育委員会 社会教育課

電話 22-4513

ファクス 32-4827

## 人権講演会を通じて

先日、人権講演会で気象予報士で防災士の蓬萊大介さんのお話をうかがいました。

「災害時における自助、共助について」というテーマでした。

昨今、日本中どこにいても大雨による水害や地震で被災するリスクが増しているように思えます。被災して避難生活を余儀なくされる時、私たちは自身の人権、他者の人権を守れるか考えさせられました。

人権とは、とインターネットで検索してみると「人が生まれながらにして持つ権利」とあります。また、わが国の憲法の3原則は「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」であり、憲法第11条でも基本的人権は侵すことのできない永久の権利とうたわれています。

人間が人間として生きるために保障されている権利が人権ですが、まわりを見れば必ずしも守られている権利とさえない状況もあります。

ロシアによるウクライナ侵攻、パレスチナ問題、アフガニスタンタリバン政権下での女性軽視など人権が

蹂躪じゅうりゅうされています。

日本国内でも外国人へのヘイトや、SNSの誹謗中傷、ジェンダーへの差別・偏見は事実存在します。

私たちにとって最も大切で最も基本的な権利。平和な世の中では当たり前のように思い、忘れがちです。しかし、この権利を侵害されたときは人らしく生きていけません。

時々まわりを見渡して、自分の人権は大丈夫か、他人の人権を侵していないか見つめる時間が必要だなど思います。

人権機関有田川 南方杉太



## 弁護士相談もあります 人権相談窓口

和歌山県では、公益財団法人和歌山県人権啓発センターで、人権相談の受け付けや弁護士による法律相談を行っています。また、和歌山県庁人権政策課や有田振興局総務県民課でも相談できます。一人で悩まず、ご相談ください。

### ●人権ホットライン(常設相談)／

電話相談、面接相談に応じます。

☎ 073・421・7830

ファクス073・435・5421

・受付日時／月曜日～金曜日 9時～16時(祝日、年末年始を除く)

●**弁護士による法律相談**／面接相談のほか、有田振興局からのオンライン相談も可能です。

☎ 073・435・5420

ファクス073・435・5421

・開設日時／奇数月は第2土曜日、第4木曜日 偶数月は第2・第4木曜日 13時～16時

※事前予約が必要です。

### ■和歌山県人権啓発センター

(和歌山市手平2丁目1・2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階)